

二院制について

議会が2つの異なる合議体で構成されている場合を二院制といいます。我が国も日本国憲法で「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する」と定め、二院制を採用しています。

我が国が二院制を採用している理由としては、①国民の間の多様な意見と利益をできるだけ広く反映させることができる、②相互に抑制、補完、協力することによって、国政上の重要課題を誤りなく処理できる、等が挙げられます。そのために、議員の任期、解散の有無、選挙制度、被選挙権の年齢などの点で差異を設けています。

国会の意思が成立するには両議院の議決の一致が必要ですが、憲法は、予算、条約の承認、内閣総理大臣の指名については一定の要件の下に衆議院の議決の優越を認めています。また、法律案は、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした場合、衆議院において出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは法律となります。

衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となり、特別会が召集されるまでの間、国会の活動は停止します。ただし、緊急の必要があるときは、内閣は参議院の緊急集会を求めることができます。

衆議院	比較点	参議院
480名	議員定数	242名
4年 解散があれば任期途中でも資格を失う	任期	6年 3年ごとに半数改選
20歳以上	選挙権	20歳以上
25歳以上	被選挙権	30歳以上
小選挙区・・・300名 全国を300区 比例代表・・・180名 全国を11区	選挙区	選挙区・・・146名 各都道府県単位47区 比例代表・・・96名 全国を1区
解散がある	解散	解散はない
国民の意思や世論をより強く反映できる	院の特色	長期的な視点で調査・審議ができる

法律ができるまで

法律は原則として衆参両院で可決されたときに成立します。下の図は、例の多い衆議院先議の流れを示していますが、参議院から先に審議する場合もあります。

また、両院で異なった議決をした場合には、各議院から選出された委員による両院協議会を開いて、意見の一致をはかることもあります。

